

## 勤務医会員島根県医師会協力貯蓄融資制度金利決定に関する覚書

一般社団法人島根県医師会会長（以下「甲」という。）と株式会社山陰合同銀行（以下「乙」という。）は、平成4年7月1日付で甲・乙間において締結した「勤務医会員島根県医師会協力貯蓄契約書」第2条三の利率の決定方法について以下のとおり覚書を締結する。

（利率決定の基準）

第1条 利率は、乙が決定する短期プライムレート及びそれに連動する長期プライムレートを基準とする（以下「基準金利」という。）

（利率の変更幅）

第2条 利率の変更幅は、基準金利が変更になった場合、その変更幅に100%連動するものとする。

（利率の変更日）

第3条 利率の変更日は、基準金利が変更になった翌月の応当日以降とする。

但し、既貸出については、基準金利が変更になった翌月の応当日以降最初に到来する約定支払日の翌日より変更後の利率を適用する。

（利率の決定方法）

第4条 利率の決定は、基準金利に比較し次表に示した割合で決定する。

| 融 資 期 間         | プライムレート |
|-----------------|---------|
| 1 年 以 内         | -0.075% |
| 1 年 超 3 年 以 内   | -0.275% |
| 3 年 超 5 年 以 内   | -0.375% |
| 5 年 超 10 年 以 内  | -0.375% |
| 10 年 超 15 年 以 内 | -0.475% |
| 15 年 超 20 年 以 内 | -0.275% |
| 20 年 超 25 年 以 内 | -0.075% |

融資期間1年以内は短期プライムレートを、1年超は長期プライムレートを基準金利とする。

融資期間10年超15年以内、15年超20年以内、20年超25年以内の利率は長期プライムレート10年超の基準金利との比較とする。

本覚書締結の証として、本書を2通作成し甲、乙各々調印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

松江市袖師町1番31号

甲 一般社団法人 島根県医師会

会 長 氏 名 ㊟

松江市魚町10番地

乙 株式会社 山陰合同銀行

取締役頭取 氏 名 ㊟